



クリエイト

かわら版



第 154 号 令和 3 年 2 月

クリエイト通信 代表取締役 山下 哲也

「コロナ禍」

最近社内でもよくある話題は新型コロナウイルス関連のことが多い為、日々のニュースで見ている以外にも、静岡県や浜松市のホームページ等で感染者数や状況の確認をしてしまいます。この原稿を書いている時点(1月下旬)で浜松市のホームページでは、新型コロナウイルス感染症による患者確認は800例を超えていました。

弊社でも応接スペースには新しい加湿空気清浄機を入れたり、アクリル板を設置したりと対策はしています。どこに行っても、いわゆる3密対策をしている事が感じられるのですが、やはり人との接触を伴う場所が仕事上含まれる業種の方は大変だと思います。

先日3密を避ける為、少し遅い時期に例年参拝する神社へ初詣に行ってきました。お参り後はいつもおみくじを引きます。神社によって違いがあるかもしれませんが、そこではお金をはらい自分で数字の札(みくじ棒)の入った六角形の筒(みくじ箱)を振り、出た数字を巫女さんに告げるとその番号のおみくじを貰える形式です。今年もおみくじを引いたのですが、例年と少し違いました。巫女さんとの間がしっかりとビニールカーテンで仕切られているのは当然ですが、お金を払ったら巫女さんがおみくじの筒を自ら振ってくれて、出た数字のおみくじを渡してくれるというスタイルでした。おみくじは吉だったのですが……。早く自分で筒を振れる時代に戻って欲しいと思います。



2月・3月の上映作品



燃ゆる女の肖像
(フランス)
2月5日(金)~2月18日(木)



ノッティングヒルの洋菓子店 (イギリス)
2月26日(金)~3月11日(木)



劇場版 岩合光昭の世界ネコ歩き
あるがままに、水と大地のネコ家族
(日本) 3月12日(金)~3月25日(木)



声優夫婦の甘くない生活
(イスラエル)
2月5日(金)~2月18日(木)



君の誕生日 (韓国)
2月5日(金)~2月18日(木)



43年後のアイ・ラヴ・ユー
(スペイン、アメリカ、フランス+)
3月12日(金)~3月25日(木)



甦る三大テノール 永遠の歌声 (ドイツ)
3月12日(金)~3月25日(木)



アーニャは、きっと来る
(イギリス、ベルギー)
2月5日(金)~2月18日(木)



無頼 (日本)
2月19日(金)~3月4日(木)



浜松市中区田町 315-34 笠井屋ビル 3F
TFL 053(489)5539
URL <http://cinemae-ra.jp>

本チラシをお持ちの方、3名様までお一人1,200円に割引致します。
有効期限:2021年3月末まで

開運アドバイザー 大庭 佳高 先生



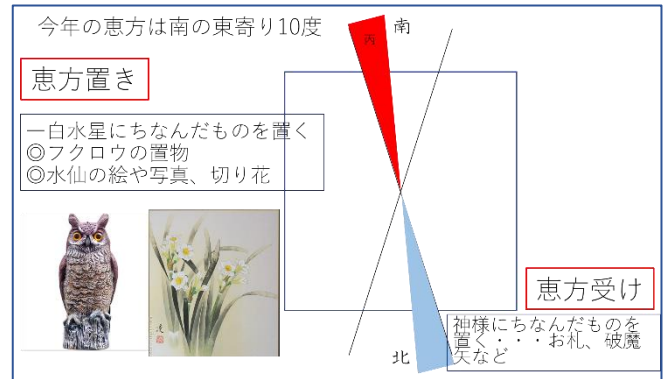
恵方置きと恵方受けのお話

令和3年も1月が終わり、2月が始まりました。九星気学や家相では旧暦を使うため、立春（今年は2月3日）から新しい一年となります。最近では恵方巻きが流行ったおかげで「恵方」という言葉は一般的になりましたが、本当のところは、立春の日に恵方の神社仏閣にお参りに行く「恵方参り」と家庭内の恵方方位に縁起物を置く「恵方置き」、反対側に神様に関するものを置く「恵方受け」という風習が古来から伝わるものです。

今年の恵方は丙方位、南（特に南30°の東より10°）です。から家（部屋）の中心から見て、その方位に南に廻座している一白水星にちなんだフクロウの置物や水仙の写真や絵画を置くとよいとされています。

また反対側は神社でいただいたお札や、破魔矢や熊手などを置くと一年間明るく発展的に過ごすことができると言われています。取り組んでみたらいかがでしょうか。

（磐田結婚相談サービス代表 大庭佳高）



不動産のはなし 担当 山下 哲也



「マンションのはなし」

弊社ではあまり分譲マンションの取扱いは無いのですが最近何件か中古マンションの査定をしたり、仲介物件として預かったりしました。土地・建物の売買時と一緒に、物件の調査・査定し価格設定をして販売活動をするのですが、分譲マンションならではの特殊な事がいくつかあります。

そのひとつが建物面積の事です。分譲マンションを購入したことがある方はご存知の事ですが、マンションには壁芯（かべしん）面積と内法（うちり）面積という2つの面積の表記があります。壁芯は隣の部屋との壁の中心線から測った面積で通常この面積が販売用パンフレットに専有面積として書かれているものです。内法は壁の内側を測った面積でこちらは登記簿記載の面積になります。当然、内法面積の方が壁芯面積より少ないので、

マンションを購入して登記簿を見ると「何か損した気分」になるかもしれません。

但し本当に損をする可能性があるのは住宅ローン控除の要件です。住宅ローン等を利用しマンションを取得して、「住宅借入金等特別控除」いわゆる住宅ローン控除を適用しようとした場合、床面積50㎡以上が適用要件のひとつとなっています。この面積は登記簿面積つまり内法面積なのでパンフレット（壁芯面積）を見てギリギリ50㎡の場合登記簿ではおそらく47~48㎡程度となってしまう住宅ローン控除が適用できなくなってしまいます。2021年の税制改正では面積要件が緩和され40㎡以上になるようです。でも「面積の表記が2種類あるのはややこしいのには変わらないので何とかならないかな」という、単なる私の愚痴でした。



★無料個別相談会のお知らせ 毎月第3土曜日 午前9時～午前12時

専門家がお答えします！

税理士・司法書士・耐震診断補強相談士・社会保険労務士

相続アドバイザー・宅地建物取引士・ファイナンシャルプランナー

※ 電話にてご予約下さい TEL447-7941

相談予定日 2月20日・3月20日



発行所 地元で30年...

不動産・相続アドバイザー

クリエイト・ジャパン 浜松西株式会社

〒432-8061 浜松市西区入野町 16102-10

TEL 053-447-7941・FAX 053-447-7948

Eメール: curieito@ka.tnc.ne.jp

HP: <http://www4.tokai.or.jp/CURIEITO/>